

平成 30 年 4 月 1 日策定

## 1 趣旨

本市では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、下記のとおり調達方針を策定する。

## 2 適用範囲

この調達方針は、日向市の全組織を対象とする。

## 3 調達の対象となる障がい者就労施設等

本市において調達の対象となる障がい者就労施設等は、障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項及び第 4 項に掲げる以下の施設等のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく事業所・施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）

ウ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援及び生活介護を行うものに限る）

エ 生活介護事業所

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

(2) 障がい者を多数雇用している企業等

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）の特例子会社

イ 重度障害者多数雇用事業所（次の①から③に掲げる要件の全てを満たす事業所）

① 障がい者の雇用数が 5 人以上

② 障がい者の割合が従業員の 20% 以上

③ 雇用障がい者に占める重度障がい者等の割合が 30% 以上

(3) 在宅就業障がい者等

ア 在宅就業障がい者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

## 4 調達を推進する物品等

市が障がい者就労施設等から調達する物品等は、以下に掲げるものとする。（下記に記載のないものであっても、市が調達可能な物品、役務であれば対象とする。）

(1) 物品等の購入

事務用品・書籍、食料品・飲料、小物雑貨など

(2) 役務提供

印刷、クリーニング、清掃・施設管理、情報処理・テープ起こし、飲食店等の運営など

5 物品等の調達目標

平成30年度に達成すべき優先調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

6 物品等の調達の推進

(1) 市役所各部署及び職員に対して、法の趣旨を周知し、現在、各部署で実施している物品の購入、役務提供等の業務の障がい者就労施設等への発注を依頼する。

(2) 障がい者就労施設等で供給できる物品、役務等については、施設等からの情報をもとに、各部署に対し情報提供を行う。

(3) 障がい者就労施設等への優先調達に当たっては、事務用消耗品に限らず、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食の活用など発注可能な物品等を適用部署において十分に検討する。

(4) 障がい者就労施設等への調達の際に納期が問題となるような事案については、できるだけ前倒しして発注するなどの工夫を行い、障がい者就労施設等の特性に配慮するものとする。

(5) 障がい者就労施設等に対し、法の趣旨及び本方針の内容などを周知し、本市が調達しやすいような物品等の生産及び役務等の提供体制の確保に努めるよう促すこととする。

(6) 物品等の調達にあたって、地方自治法施行令第167条の2に基づく随意契約の方法による場合については、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意するものとする。

7 調達方針及び調達実績の公表

(1) 本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市ホームページ等により公表する。

(2) 調達実績は翌年度の5月までに概要を取りまとめ、市のホームページ等により公表する。

8 調達方針の担当窓口

この調達方針の担当窓口は、健康福祉部福祉課とする。